

アルゼンチンの履物、繊維、衣料品その他の輸入品に関する措置

(パネル報告 WT/DS56/R 提出日：1998年11月25日，採択日：1998年年4月22日)

(上級委員会報告 WT/DS56/AB/R 提出日：1998年3月27日，採択日：1998年4月22日)

I. パネル報告 (Argentina - Certain Measures Affecting Imports of Footwear, Textiles, Apparel and Other Items, complaint by the United States WT/DS56/R, November 25, 1997)

【事実】

1. 手続の経緯

1996年10月4日、米国は、アルゼンチンに、履物、繊維および衣料品の輸入品に同国の譲許表に規定される従価税率35パーセントをこえる特別輸入関税を賦課する措置、従価税率3パーセントの統計税、および製品の成分に関連するラベリング要件に関して、2国間協議を要請した。この協議には、ハンガリーとECが第三国として参加した。協議の結果、アルゼンチンのラベリング要件を除いては、両国は、相互に満足に行く解決には至らなかった。このため、1997年1月9日、米国はDSBにパネルの設置を要請し、1997年2月25日、DSBはパネルを設置した。しかし、同日、履物については、特別輸入関税が廃止され、暫定的セーフガード措置が導入された。EC、ハンガリーおよびインドがパネル手続への第三国としての参加の権利を留保し、いずれもパネルに対して弁論を行った。パネルは、1997年6月と7月に当事国との会合を開き、1997年9月30日に当事国に対し中間報告書を提示した。当事国はいずれも、中間報告書の一部の見直しをパネルに要請した。パネルの最終報告書は、1997年11月25日に提出された (paras. 1.1-1.8, 2.4)。

2. 本件で問題とされた措置

本件で問題とされたアルゼンチンの措置は次の2つである。

(a) 特別最低輸入関税

特別最低輸入関税の目的は、原産地国の生産コストまたは国際価格よりも低い価格での繊維、衣料品および履物の輸入の結果としてアルゼンチンの生産者が被ると主張される被害に対抗することであるとされる (para. 2.5)。

この制度の概要は次のとおりである。繊維、衣料品および履物の関連する各関税

品目ごとに平均輸入価格を算定する。この価格に3.5パーセントの義務的税率を掛けて当該品目のカテゴリーのすべての産品について特別の最低関税を導く。そして、対象となる繊維、衣料品および履物の輸入に際して、産品の関税評価額に応じて当該品目に適用可能な特別最低関税かまたは3.5パーセントの従価税のいずれか高いほうを適用する(para. 2.6)。

(b) 統計税

統計税はアルゼンチン関税法762条ないし766条によって規定されていた。1989年以来1994年まで、アルゼンチン関税当局による輸出入に関する統計的情報の収集に関連し3パーセントの従価税が課されていた。1994年12月23日の大統領令により統計税は0パーセントまで削減されたが、1995年3月22日の大統領令は従価3パーセントの統計税を復活し、これを一部の例外を除くすべての輸入取引に適用した。統計税の目的は、アルゼンチンの輸出入取引に関し提供された統計サービスの費用を財政的に賄うことであった。このサービスは、個人ベースで輸入業者に提供されるのではなく、外国貿易業者一般および外国貿易活動それ自体に資するものとされていた。統計税は、アルゼンチンの譲許表に「その他の租税および課徴金」の項目の下に従価3パーセントで含まれていた(paras. 2.19-2.21)。

3. 当事国の主張

・米国(paras. 3.1-3.2)

- (a) アルゼンチンの繊維および衣料品に対する特別輸入関税は1994年GATT 2条1項(a)および同1項(b)ならびに繊維協定(ATC)7条に違反する。
- (b) 輸入品に対する統計税は1994年GATT 8条およびATC 7条に違反する。
- (c) 1997年2月まで履物に賦課された特別輸入関税は1994年GATT 2条1項(a)および同1項(b)に違反する。
- (d) 上記(a)、(b)および(c)の措置はWTO協定に基づき米国に与えられた利益を無効にし、または侵害する。

・アルゼンチン(paras. 3.4-3.5)

- (a) 先決的問題として、履物に対する特別輸入関税がパネル設置以前に廃止されたため、パネルがこの適用に関して米国により提起された問題を審理する根拠は存在しない。
- (b) 現行の特別輸入関税の適用は、WTO協定に基づくアルゼンチンの譲許税率である35パーセントの「従価税相当額」をこえない限り、1994年GATT 2条1項(a)および同1項(b)ならびにATC 7条に違反しない。
- (c) 統計税は1994年GATT 8条に整合的である。
- (d) 以上に基づき、パネルは、アルゼンチンの措置が米国に与えられた利益を無効にし、または侵害するという米国の主張を却下すべきである。

・以下、本件各争点について、両当事国の主張を要約する。

A. パネルによる先決的決定の要請

- (1) 米国の主張に履物についての措置が含まれていることについて特別の先決的決定を求めるアルゼンチンの要請

アルゼンチン——パネルは履物の輸入品に対する特別最低輸入関税の適用の結果としての2条違反に関する米国の請求を審理する根拠を持たないという趣旨の特別の先決的決定を要請する(para. 3.6)。米国の主張は、本件パネルの設置および付託事項の採択以前に廃止された措置の違法性にかかわる(para. 3.10)。履物についての特別輸入関税の再導入の可能性に基づく米国の議論は、一連の思惑に基づく理由付けにより事実を支えようとするに他ならない(para. 3.11)。セーフガードは本件とは無関係であり、米国がセーフガードに異議を唱えるならば、しかるべき委員においてそうすべきである(paras. 3.19-3.20)。問題は、履物に対する特別輸入関税が付託事項に含まれていたことを理由として、付託事項採択時に完全に停止していた当該関税についてなお審理することに意味があるかどうかである。措置が存在しないがゆえにWTO加盟国の権利を何ら侵害しない問題について判断することには意味がない(para. 3.32)。米国の要請は、パネルが仮定的な事件において判断を下すべきことを示唆するもので、それはパネルや上級委員会に立法を奨励し、WTOの規定に反するばかりか、WTO体制を危険にさらすものである(para. 3.35)。それはまた、加盟国が将来自国に被害をもたらすかもしれないと考える措置の実施を阻止するために、すなわち予防的措置を獲得する手

段として紛争解決制度を利用することに途を開くものである (para. 3.38)。

米国——将来アルゼンチンが履物に対する特別輸入関税を再導入する可能性があるので審査を行うのは適切である (para. 3.7)。代わって導入された暫定的セーフガードは将来のパネルによって不適切と判断される可能性が高いので、アルゼンチンが特別輸入関税を再導入する可能性が高い (para. 3.8)。履物に対する特別輸入関税はパネルの付託事項に含まれており、再導入の可能性が高いが、過去の先例もそのような場合にはパネルが決定を下す前に撤回された措置であってもそれについて判断を下してきた (paras. 3.25, 3.30)。撤回されたいかなる措置についてもパネルは審査しないというアルゼンチンによって主張される原則が採用されるすれば、加盟国はパネル審査を避けるためにわずかに変更された措置を導入しようとするであろう。WTOの審査を回避しようとする加盟国は、一つの措置を撤回しながらそれに代わって他の措置を賦課することによって無限にパネルの設置を遅らせることができるであろう。それはWTOの紛争解決手続の機能に否定的な効果をもたらす (para. 3.41)。

(2) 米国による一定の証拠の提出についてパネルの決定を求めるアルゼンチンの要請

アルゼンチン——パネルと当事国との第2回会合の2日前に米国によって提出された新たな証拠について、パネルが時宜を失したものとして無視するよう要請する (para. 3.49)。

米国——新たな証拠の提出は紛争における自然の過程である。パネルが当事国との第2回会合において新たな証拠の提出を妨げるとすれば、それは真実の検証過程を妨げ、当事国が相手当事国によって最後の段階で行われた陳述に反論することを禁じることになる (para. 3.50)。

B. アルゼンチンの譲許表の実施に関連する GATT 2条違反

米国——アルゼンチンは、繊維、衣料品および履物に対する特別最低輸入関税を賦課するに際して1994年GATT 2条に違反した。実際に適用される当該特別関税が従価35パーセントをこえない場合でも、それらはなお2条違反である。各特別関税は、一部の輸入品について従価35パーセントをこえる可能性がある。アルゼンチ

ンはまた、義務的な関税率をこえ、かつ譲許表に従ってもっぱら従価税だけを適用することを怠ることにより2条に違反した(para. 3.52)。旧G A T Tの機関は、関連する譲許表が従価税を規定している場合に特別税を賦課することは許されないと認定してきた(para. 3.62)。さらに、義務的な関税を従価税から特別関税に、またはその逆に変更することは2条に違反し、そのような変更はもっぱら28条の下での再交渉を通じてのみ許されるということがG A T Tにおいて長い間承認されてきた(para. 3.64)。アルゼンチンは、従価税を義務的なものとして選択しながら、特別税を賦課している。それによってアルゼンチンはある種の産品が35パーセントの従価税よりも高い輸入関税に服することを許容している。このことは、W T O加盟国およびその貿易業者から上限の義務的な税率に伴う「予見可能性」を奪うものである(para. 3.81)。アルゼンチンの特別最低輸入関税は、たとえ実際に適用されるものが35パーセントの従価税をこえない場合でも、一部の輸入品についてそれをこえる可能性があることから2条に違反する(para. 3.87)。バナナ事件のパネルは、2条1項(a)の適用上、単なる違反の可能性がより不利な待遇の存在を示すに十分であると結論づけたが、同様の論理が本件にも適用可能である(para. 3.89)。締約国がもっぱら将来の貿易に関連するものとして一般協定の規定に違反する義務的な法的措置を賦課する場合には、過去のパネルは一貫してG A T T違反を認定してきた。この重要な原則は本件でも適用される。アルゼンチンの特別関税を導入する措置は義務的なものであり、それは将来アルゼンチンに輸入される可能性のある一定の産品に関して超過関税の賦課を許容するものである(para. 3.102)。W T Oの加盟国が実際の適用において違反しない限り義務に違反しうる制度を採用することができるというアルゼンチンの主張が受け入れられるとすれば、2条によって与えられる安定性は損なわれることになる(para. 3.105)。アルゼンチンの特別輸入関税は、将来一部の対象品目について35パーセントの義務的な税率に違反する可能性を必然的に持つものであり、それはアルゼンチンが譲許表を交渉する際にW T O加盟国に与えた保証に違反し、したがって、2条違反である(para. 3.114)。アルゼンチンの特別輸入関税は、同国の従価35パーセントの義務的な上限税率を実際にこえることにより2条に違反している(para. 3.116)。米国の貿易業者は、アルゼンチンの税関(customs service)が関連規定に定められた特別関税をたとえ従価35パーセントをこえる場合でも全額評価していることを報告している(para. 3.128)。米国が提出した一連の図表は、輸入品の平均取引価額および徴収された平均関税水準に基

づき、輸入価格の従価35パーセントをはるかにこえる関税がアルゼンチンにより多数の品目に対して徴収されてきたことを示している。さらに、米国が提出した一連の関税書類は35パーセントの従価税をこえる特別関税が輸入業者に課され、かつ彼らによって支払われた事例を確認するものである(paras. 3.132-3.193における米国の主張部分)。米国は、その証拠を提出する際にインド産シャツ・ブラウス事件において上級委員会によって明確化された立証責任を果たした。米国によって提出された証拠は、2条違反の推定を確立するに十分なものであった。特別最低輸入関税の構造およびそれが運用されると予想される方式を検討すれば、それが実際に適用されない場合でも、パネルはこの関税を2条違反として非難しうる。また、この関税が実際に適用されているという事実は、申立国がそれ以上の証拠を提出することを必要としない(paras. 3.198-3.200)。米国は2条違反の推定を確立するのに十分な証拠を提出したのに対し、アルゼンチンはそれを覆すに十分な証拠を提出していない(para. 3.201)。もしパネルが条約法の直接適用とWTO協定の至上性を防御として認めるとすれば、そのような法体系を有する加盟国は實際上、紛争解決手続から免除されることになる。そのような結果は紛争解決了解の有効性を侵害することになる。アルゼンチン法についてなるほど憲法上の序列が存在するかもしれないが、アルゼンチンが自国の税関吏に特別最低関税の利用を義務付ける命令の適用において裁量権を認めていないのは事実である。税関吏は、實際上、憲法に違反するように要求されているのである(para. 3.218)。関税評価について異議申立手続の利用が可能であることは、アルゼンチンの特別関税をなんら予見可能なものとするわけではない。事実、この手続は単に混乱を増すにすぎない。その従価税相当額がいくらであるかにかかわらず国境で適用可能な特別関税の全額評価を行うことによって、かつ、輸入業者に当初に過重に支払わせるか、または保証金を提出させる付随的手続を利用するよう要求することによって、アルゼンチンは、貿易業者およびWTOの加盟国に、実際に賦課される関税がいくらであるのか、また、その金額が最終的にいつ確定するのかについて大きな不確実性を与えている(para. 3.221)。GATT10条3項(b)に従いほぼすべてのWTO加盟国がそうであると同様に、アルゼンチンが当初の関税評価について異議申立の手続を有しているという事実はなんら特別のことではない(para. 3.226)。自国の異議申立手続を援用することによって、アルゼンチンは本質的に、WTO加盟国およびその貿易業者がパネルに申立を行う前に国内的救済を尽くすことを要求する新たな規則を採択す

るようパネルに要請している。しかし、G A T T法は国際公法上認められるような「国内的救済の原則」を含まない(para. 3.246)。アルゼンチンの国内法におけるW T O協定の直接適用および関税異議申立手続の存在は、損害を被った輸入業者になんら有効な救済を与えるものではなく、譲許義務の違反を正当化するものではない。アルゼンチンは、繊維または衣料品に対する特別関税がこれまで一度も還付されたことがないことを認めている(para. 3.249)。

アルゼンチン——特別最低輸入関税の適用は2条に違反していないし、またしえない。当局がアルゼンチンの法的約束をこえて徴収しようとするいかなる金額についても異議を申立てるために利用可能な法的救済が存在するので、何人も35パーセントの義務的な従価税率以上に支払う義務を負わない(para. 3.53)。問題は、関税が、いかなる形式のものであれ、義務的水準をこえないというなんらかの保証が存在するかどうかである(para. 3.66)。従価税が特別関税に変更されたと述べるのはまったく不正確である。アルゼンチンは、ウルグアイラウンドの終了以前から繊維および衣料品に対して特別最低関税を適用してきたのであり、そのような変更は不可能である。特別最低関税の適用を継続しているという事実は、義務的な従価税の水準をこえない限りウルグアイラウンドの約束に反しない(para. 3.67)。米国によって引用された1947年G A T Tの慣行は、先例として本件には関連しない(para. 3.69)。1994年G A T T 2条1項(b)は、特定の形式の関税の適用を義務づけてはおらず、「通常の関税」が譲許表に「定める関税」をこえることができないという義務を規定するにすぎない(para. 3.79)。2条の鍵となる概念は「より不利でない待遇」である。それは特定の種類の関税(本件の場合は従価税)を導入するいかなる義務にも言及していないし、また、そのような義務が、輸入業者によって実際に支払われる最終的な関税が義務的な関税よりも高くないことを条件として、後に特別関税に変更できないとも規定していない(para. 3.80)。35パーセントの義務的税率をこえない特別最低輸入関税の適用はアルゼンチンが引き受けた約束の違反ではないし、ウルグアイラウンドで与えた譲許を侵害するものでもない(para. 3.86)。市場参入の期待に影響を及ぼす可能性は、その貿易への影響を検証することを可能にする具体的な措置を伴わなければ、たとえそのような措置を採用する可能性を含む法的規定が存在する場合でも、パネルの慣行においては却下されてきた(para. 3.91)。米国が主張する「可能性」の概念を受け入れるとすれば、侵害の可能性を許容するいかなる法令もG A T T/W T Oの約束

違反となるであろう (para. 3.99)。WTOの義務に違反する可能性がある措置の単なる存在は加盟国を非難するに十分ではない。いかなる義務違反の主張も、単なる理論的な説明によってではなく、具体的な事件を援用することによって立証されなければならない (para. 3.106)。米国によって提出された証拠の真正性と関連性およびその主張を争う (paras. 3.120-3.126)。アルゼンチンが評価した特別最低輸入関税の従価税相当額は、同国の譲許表の関税水準よりも低い。一方で、アルゼンチンの譲許義務違反はなんら存在しないこと、他方で、アルゼンチンの法体系は関税評価の異議申立手続を含めて単一の不可分の全体を構成していることから、米国の主張を受け入れることも、検討することも困難である (para. 3.129)。アルゼンチンは、従価35パーセントの義務的関税の違反を生じるような、繊維または衣料品に対する特別関税の賦課の事例を知らないし、また、輸入業者がそのことについて問題を提起した事例も存在しない (para. 3.130)。米国は、繊維および衣料品についてWTOにおける義務的関税をこえる特別最低輸入関税の賦課の証拠を提出していない (paras. 3.131 and 3.202)。米国はまた、インド産シャツ・ブラウス事件報告におけるような、相手当事国へ立証責任を転換する前提としての推定を確立するための十分な主張を提出できなかった (paras. 3.197 and 3.205)。このような推定が確立されていない以上、立証責任は転換されておらず、アルゼンチンは、存在が証明されていない事実について反証を提出するよう要求されることはない (para. 3.207)。アルゼンチンの憲法上、譲許の約束は、法的序列において最上位に位置し、国内立法に優先する。アルゼンチンのいかなる裁判官も、関係当事者の申立により、WTO協定のような国際条約に含まれる規則に違反して採択された措置の違憲性を宣言する権限を有する。さらに、アルゼンチンの法体系においては、後の国内法は、序列において下位に位置するため、先行する国際条約を無効化することはできない。アルゼンチン関税法に定められる異議申立手続が関係当局により満足の行くように処理されない場合には、つねに国内裁判所で略式手続を利用することができ、それにより輸入業者はアルゼンチン政府が国内法令よりもWTO協定から生じる国際的義務に従うよう義務付ける判決を獲得することができる (para. 3.214)。アルゼンチン法上WTOの約束に与えられる至上性により、繊維、衣料品および履物に対する特別関税が従価35パーセント相当額をこえるものであってはならないということを知ることは、アルゼンチンの法令上とくにそのことが規定されていないにもかかわらず、輸入業者の責任である。国際条約の規定が国内法に優位することを

規定する憲法は、他の法令と同様、官報における公表の日から公知のものとみなされる (para. 3.217)。特別関税が従価 35 パーセントをこえる輸入取引の場合、輸入業者は、単なる申立により支払金額がWTOの義務から生じる金額に限定されることを保証する救済手続を利用することができる。アルゼンチンの関税法に規定されるこの異議申立手続は、自動的で、無料で、いかなる仲介者または法的助言も要求されず、かつ手続期間が限定されている (para. 3.220)。アルゼンチンは、パネルにWTO加盟国およびその企業が「国内的救済を完了すること」を要求する新たな規則を確立するよう要求するものではない (para. 3.247)。異議申立が行われてこなかったことは、この手続が有効ではないことを示すどころか、輸入業者がとくに繊維に対する特別最低輸入関税を問い合わせるためにこの手続を利用してこなかったことを示している (para. 3.250)。

C. 統計税

米国——アルゼンチンの従価 3 パーセントの輸入税は、1994年GATT 8条の下でのアルゼンチンの義務に違反する輸入製品に対する課徴金である。とくに、8条1項(a)および8条4項(c)は、「統計事務」に関連する手数料および課徴金が8条の適用範囲内にあることを明らかにしている (para. 3.251)。課徴金の水準について、一定の上限を定めた金額ではなく従価方式で賦課することは、まさにその性質上、「提供された役務の概算の費用に限定」するものではない (para. 3.254)。統計税がアルゼンチンの譲許表に掲げられていることは、GATT 2条1項(b)の解釈に関する了解に従うものである。それによれば、透明性を確保するため、そのような課徴金が譲許表に記録されるべきことが要求されている。さらに、同了解は、ある課徴金を譲許表に含めることはけっして当該課徴金をWTOの審査からまたは適用可能なGATT規則の違反を宣言されることから免除するものではないことを明らかにしている (para. 3.275)。IMFは明示的にアルゼンチンの統計税を承認していないし、最近ではその廃止を要求している。パネルがアルゼンチンの当該税に関するIMFの見解についてIMFと協議することを要請する (para. 3.281)。アルゼンチンは、GATTまたはWTO協定中のどこにも見出し得ない、かつDSU 3条に直接抵触する新たな例外を創設することをパネルに要請している (para. 3.289)。アルゼンチンが引用したWTOとIMFの間の協力に関する宣言は、なんらWTOの規則に対する例外を創設するもの

ではなく、加盟国に義務を課すものでもない。それらは本件でパネルに提起された特定の問題を扱うものでもない(para. 3.290)。G A T T 1 5 条は、統計税の賦課について規定するものではなく、もっぱら為替取決について規定する。本件の税は為替管理措置ではなく、為替問題とは直接関係を持たないから、1 5 条は適用されない(para. 3.302)。

アルゼンチン——統計税はアルゼンチンと I M F の間の協定に基づく約束である。この約束は、1 9 8 8 年に満了するまで 3 パーセントの税率で統計税を維持することをアルゼンチンに義務付けている(para. 3.252)。3 パーセントの統計税は、ウルグアイラウンド交渉の結果としてアルゼンチンが提出した譲許表に「その他の関税または課徴金」として掲げられている。したがって、統計税は国内産品の間接的な保護を構成するという米国の主張は斥けられる。少なくとも、このような主張は、貿易の歪曲を実証する証拠を必要とする(para. 3.274)。1 9 8 8 年末まで現行の水準で統計税を維持する I M F との約束は、1 9 9 5 年に署名された了解覚書に記録されている。米国の主張は、交錯した条件の抵触をもたらし、それは為替と貿易の規律を設定する責任を負っている 2 つの基本的な機関を弱めることになる(para. 3.278)。「グローバルな経済政策決定におけるより大きな一貫性を達成することに対する W T O の貢献に関する宣言」(以下、「一貫性宣言」)によれば、I M F に対して負った義務の遵守と 1 9 9 4 年 G A T T から生じる義務の履行は、「各国政府に対する交錯した条件または追加的条件の賦課」を回避すべきとされている(para. 3.284)。G A T T 1 5 条 1 項は、G A T T と I M F の協力について規定し、このことの具体的な例として同条 9 項(a)は I M F 協定に従う為替管理の利用を許可している(para. 3.298)。

D. A T C 7 条

米国——アルゼンチンの特別関税と統計税は、繊維および衣料品に適用される限りで、A T C 7 条に違反する。A T C 7 条は、署名国に対し、自国の制度が繊維および衣料品に影響を及ぼす限りで G A T T の義務に従うために必要なあらゆる措置をとり、それによってこれらの産品の市場アクセスを改善する包括的な義務を課している。少なくとも、繊維および衣料品に影響を及ぼす G A T T 規定の違反は、同時に A T C 7 条違反を構成する(para. 3.306)。

アルゼンチン——A T C 7 条が譲許関税の水準をこえて市場を開放する法的義務を

課すものとしてその義務の範囲を画定しようとする解釈は、一般理事会およびシンガポール閣僚会議の双方によって斥けられた。A T C 7条の米国による援用は、法的にも経済的にも正当化されない(para. 3.308)。

4. 第三国の主張

A. E C

- ・パネルは、アルゼンチンの繊維、衣料品および履物に対する特別最低関税制度が1994年G A T T 2条1項(a)および(b)に違反し、また、繊維および衣料品に対する同制度がA T C 7条1項および2項に違反すると認定すべきである(paras. 4.1-4.26)。

B. ハンガリー

[米国の立場を支持(paras. 4.27-4.32)。内容は省略。]

C. インド

[米国によって主張されたA T C 7条の解釈に反対を表明(paras. 4.33-4.34)。]

【報告要旨】

A. アルゼンチンの先決的抗弁

- ・アルゼンチンは、パネルが（パネル設置要請後であるが、）パネル設置前に廃止された履物に対する特別関税を検討する管轄権を持たないと主張し、実質問題を審理する前にこの問題について決定するよう要請した(para. 6.6)。
- ・先決的決定は行わない(6.7)。
- ・本パネルへの付託事項には、履物に対する特別関税が含まれている(6.10)。
- ・パネルはD S Bによる委任事項を一方的に変更することは許されない(6.11)。
- ・しかし、インド産シャツ・ブラウス事件において上級委員会が述べたように、紛争解決の目的は、「パネルまたは上級委員会が特定の紛争を解決するという文脈の外でW T O協定の現行規定を明確化することによって『法を作る』ことを奨励するものではない。パネルは、紛争において争点となっている問題を解決するために扱わなければならない請求だけを扱うことが必要である。」(6.13)
- ・履物の特別関税が再導入されるという証拠は存在しないと考える(6.14)。
- ・したがって、従来履物に対して賦課されていたが、パネルの設置以来廃止されてい

る特別関税の WTO 整合性については検討しない(6.15)

B. G A T T 2 条

(1) 利用される関税の方式

- ・ 2 条の文言は、W T O 加盟国が特定の方式の関税を利用する義務を有するかどうかを明示的には述べていないように見える。しかし、それはW T O 協定 1 6 条 1 項等に言及される過去の G A T T の慣行に照らして解釈されなければならない (para. 6.24)。
- ・ 過去の G A T T の慣行は明白である。一方で締約国がある方式の関税を適用し、他方でその譲許表が他の方式の関税の拘束性に言及するような状況は、申立当事国がそのような相違が譲許義務の実際の違反をもたらすという追加的な証拠を提出するいかなる義務を負うことなく、G A T T 2 条違反を構成する。予見可能性に対する保証として、かつ 2 条の下での交渉の完全な尊重を確保するために、G A T T の慣行は、一般にひとたび加盟国が義務的税率を明記する際に関税の方式を指示した場合には、加盟国はそのような関税方式を適用しなければならないことを要求してきた (para. 6.31)。
- ・ それゆえ、アルゼンチンは、もっぱら従価税率でのみ関税を約束したにもかかわらず特別最低関税の制度を利用することにより、G A T T 2 条の規定に違反し、米国は結果的に適用される関税が義務的な税率をこえるという追加的な証拠を提出する必要はない。アルゼンチンの譲許表と実際に適用される関税の相違は、他の加盟国の通商にとってアルゼンチンの譲許表に規定されるものよりもより不利な待遇を構成し、G A T T 2 条の規定に違反する (para. 6.32)。

(2) アルゼンチンによる特別最低関税の適用

- ・ 米国は、アルゼンチンが繊維および衣料品の輸入品に対して従価 3 5 パーセントを上回る関税を実際に賦課してきたことを示す十分な証拠を提出したこと、実際、これらの品目について徴収される関税額の年間合計額は、平均的な取引価額に対して従価 3 5 パーセントを上回る関税が同品目に賦課されてきたという結論を導くこと、いずれにしても、当該品目に対してアルゼンチンにおいて賦課される特別最低関税のまさにその性質が一定の場合に必然的に従価 3 5 パーセントを上回

る関税の賦課をもたらすこと、を認定する (para. 6.65)。

- ・さらに、アルゼンチンが従価税方式で関税を約束しながら特別最低関税を利用するという事実は、同国の譲許表およびG A T T 2条の要件に合致しない (Id.)。
- ・それゆえ、繊維および衣料品の輸入品に対してアルゼンチンが賦課する特別最低関税は、これらの輸入品に対してアルゼンチンの譲許表に規定されるものよりも不利な待遇を与えるものであり、G A T T 2条に違反する (Id.)。

(3) 国内的異議申立手続

- ・G A T T 2条は、W T O加盟国に対し自国の譲許表に規定されるものよりも不利でない待遇を他の加盟国に許与する無条件の義務を課している。加盟国が自国の国内法制度においてそのような違反に対する救済を規定しているかどうかにかかわらず、加盟国によるこの義務の違反は成立する。そのような国内的裁判制度がどんなに効率的であれ、当該裁判制度が動き出すまで、加盟国はW T Oの義務に違反することになる。国内裁判制度における不可避的な遅延と不確実性は、基本的にW T Oの原則および国際貿易に予見可能性と安定性を提供するG A T T / W T Oの関税約束の目的と矛盾する (para. 6.68)。
- ・したがって、自国の国内的異議申立手続は、アルゼンチンがG A T T 2条に従った自国の義務に現に違反せず、かつ将来も違反しないことを確保するものであるとするアルゼンチンの抗弁は受け入れられない (para. 6.69)。

C. 統計税

(1) G A T T 8条

- ・一定の上限を伴わない従価税は、まさにその性質上、「提供された役務の概算の費用にその額を限定する」ものではない。輸入品に対する無制限の従価手数料税は、提供された役務の費用に関連しないことから8条の規定に違反する (para. 6.75)。
- ・G A T T 8条は財政的目的の措置を明示的に禁止する。そればかりでなく、財政的目的を持つ措置は、通常、それが提供された役務の概算の費用をこえる手数料の徴収をもたらす状況を導く (para. 6.78)。
- ・アルゼンチンの従価3パーセントの統計税は、それが提供された役務の概算の費用をこえる手数料の徴収をもたらし、かつ財政的目的のために企図された措置で

ある限りで、G A T T 8 条 1 項 (a) に違反する (para. 6. 80)。

(2) 統計税を譲許表に含めることの効果

- ・「その他の租税または課徴金」を扱う 1 9 9 4 年 G A T T 2 条 1 項 (b) の解釈に関する了解の規定は、譲許表に課徴金を含めることが決して当該課徴金を適用可能な G A T T 規定の違反とする異議申立から免除するものではないことを明らかにしている (para. 6. 81)。
- ・それゆえ、アルゼンチンの統計税が同国の譲許表に含められているという事実は、G A T T 8 条違反に対する抗弁とはならない (para. 6. 82)。

D. A T C 7 条

- ・訴訟経済上、A T C に関連する米国の主張については検討しない。A T C 7 条に関する認定が紛争解決のために当事国にどのように役立つのか不明である。それは、アルゼンチンに対して G A T T 2 条および 8 条に違反すると認定された措置を同国がどのように改善すべきかについてなんら追加的な指針を与えるものではない。したがって、A T C 7 条に関する認定は本件紛争にとって必要でも有益でもない (para. 6. 87)。

II. 上級委員会報告 (Argentina - Certain Measures Affecting Imports of Footwear, Textiles, Apparel and Other Items, Argentina, Appellant, United States, Appellee, United States, WT/DS56/AB/R, March 27, 1998)

【事実】

1. 手続の経緯

1 9 9 8 年 1 月 2 1 日、アルゼンチンが D S B に上訴意思を通知し、上級委員会に上訴通知を行う。2 月 2 日、アルゼンチンが上訴国申立書を提出し、2 月 1 6 日には米国も被上訴国申立書を提出した。また、同日、欧州共同体が第三国としての申立書を提出した。上級委員会は、2 月 2 3 日、口頭審理を行い、3 月 2 7 日、報告書を提出した (para. 4)。

2. 当事者および第三国の主張

A. 上訴国—アルゼンチンの主張

(1) [パネル報告 para. 6. 32 に対して、] 1994年GATT 2条の義務は、[国別譲許表に掲げられた] 義務的関税と異なる形式の関税を適用することを、当該関税の適用から生ずる保護の水準が義務的な保護の水準より高いかどうかを考慮することなく、禁止するものであるとするパネルの解釈は誤りである (para. 6)。

2条において、義務的な関税は保護の水準の上限を表し、2条の義務は保護の水準の当該上限をこえてはならないということである。加盟国は、義務的な保護の水準の上限をこえない限りで、適用すべき関税の形式を自由に選択することができる。したがって、関税の形式が譲許表に掲げられた形式と異なっても必ずしも義務的な保護の水準に違反するものではない (para. 10)。

(2) パネルが、本件に関連する940の関税品目のうち124品目を検討するのみで、アルゼンチンが特別最低関税を適用するすべての場合に1994年GATT 2条の下での義務に違反すると考えるのは誤りである (para. 12)。

(3) [パネル報告 para. 6. 80 に対して、] パネルは、従価3パーセントの統計税が1994年GATT 8条1項(a)に違反すると認定するにあたって、アルゼンチンのIMFに対する義務を考慮しなかった点で誤りを犯した (para. 13)。

(4) パネルは、(a) 当事国との第2回会合の2日前（各当事国の反論書の提出期日の経過から10日後）米国側の証拠提出を認め、アルゼンチンがこれに対して反論を準備するための期間として2週間しか認めなかったことにより、また、(b) 本件で問題となった統計税に関してIMFに情報を求め、かつ協議を行うことを求める両当事国の要請に応じなかったことにより、DSU 11条の下で問題の客観的評価を行う義務に従っていない (para. 17)

B. 被上訴国—米国の主張

(1) 特別最低関税の適用が1994年GATT 2条に違反するとするパネルの結論を支持する (para. 19-23)。

(2) アルゼンチンの特殊関税のすべてが G A T T 2 条に違反するという米国の推定を覆す反証をアルゼンチンが行わなかったというパネルの結論を支持する (para. 24)。

(3) アルゼンチンは、I M F が統計税の徴収義務を課していることを立証していない (para. 25)。

(4) D S U 1 1 条に関連して、パネルは、米国の提出した追加的な証拠を認めるにあたって、その裁量権を濫用してはいない。アルゼンチンは、パネルが問題となった証拠を採用したことにより不利益を被ったことを証明していない (para. 26)。

(5) パネルは、I M F と協議しないことを決定したことによりその裁量権を濫用してはいない (para. 27)。

C. 第三国—E C の主張

(1) 譲許表は関税率と関税の種類を規定する。関税の種類が規定されているのは、賦課される関税額の算定の基礎として必要であるからであり、当該種類の関税のみを賦課する約束としてではない (para. 30)。

(2) 統計税に関してアルゼンチンが I M F に対して負うと主張される義務は、仮にそれが存在すると仮定しても、条約は第三者を益しも害しもせずの原則に従い、それ自体、W T O、米国または E C にいかなる効果も及ぼさない。I M F に対するアルゼンチンの当該義務が 1 9 9 4 年 G A T T 8 条違反を免責する効果を持つためには、W T O 協定内に何らかの法的基礎が必要であるが、そのようなものは存在しない (para. 34)。

(3) アルゼンチンが I M F に負っていると主張する義務の存在についてパネルが I M F に意見を求める必要性はなかった。そのような義務の存在は 1 9 9 4 年 G A T T 8 条違反の存否の決定に無関係であるからである (para. 37)。

【報告要旨】

1. 1 9 9 4 年 G A T T 2 条の解釈

A. 関税の方式

- ・ パネル報告のパラグラフ 6.31 および 6.32 において、パネルは、加盟国の譲許表に規定される関税方式と当該加盟国によって実際に適用される関税方式が相違するこ

とは、他の加盟国の通商に対し当該加盟国の譲許表に規定されるよりも不利な待遇を許与することになり、したがって、1994年GATT 2条に違反すること、さらに、申立当事国は「適用される関税が結果的に義務的な関税率をこえるという追加的な証拠を提出する必要はない」こと、を述べた(para. 42)。

- パネルは、その認定を1994年GATT 2条1項の(a)および(b)の文言解釈に基づいて行わなかった。パネルは、それが「過去のGATTの慣行」と呼ぶものに過度に依拠し、条約解釈の一般規則に従い2条の文言の通常の意味の分析をその文脈においておよび1994年GATTの目的に照らして行わなかった(Id.)。
- 「過去のGATTの慣行が明白である」とするパネルの判断は説得的ではない(para. 43)。
- 2条1項(b)第1文の主要な義務は、加盟国がその加盟国の譲許表に規定されるものをこえて通常関税を賦課することを差し控えるよう要求する。同規定は、加盟国の譲許表に規定された方式と異なる関税方式を適用することがそれ自体で同規定に違反するかどうかについては述べていない(para. 46)。
- 2条1項(a)は同項(b)の文脈の一部である。2条1項(b)第1文に違反して加盟国の譲許表に規定されるものをこえる関税を適用することは、2条1項(a)の規定の下で「より不利な待遇」を構成する(para. 47)。
- アルゼンチンの当該制度の構造と形態においては、代表的国際価格に対する倍数としていかなる従価税率が採用されようとも、一定の「分岐価格」が存在し、その価格を下回る場合には特別最低関税の従価税相当額が義務的な従価税率35パーセントをこえる可能性がある(para. 53)。
- 加盟国の譲許表に規定された形式とは異なる形式の関税の適用は、それが当該加盟国の譲許表に規定された関税をこえる通常関税の徴収をもたらす限りで、1994年のGATT 2条1項(b)第1文に違反すると結論する。本件の場合、特別最低関税制度は、その構造と形態において、その適用対象となるいずれかの関税品目の輸入価格が一定の価格帯に存在する限りで、アルゼンチンの譲許表に掲げる従価35パーセントの義務的税率をこえる関税の徴収をもたらすことから、アルゼンチンは、1994年GATT 2条1項(b)第1文の義務に違反して行動したと認定する(para. 55)。
- したがって、パネル報告書のパラグラフ 6.31 および 6.32 におけるパネルの認定を

変更する (para. 56)。

B. 「すべての場合における」 2条違反

- パネルは、アルゼンチンが特別最低関税を適用する「すべての場合に」1994年GATT 2条の義務に違反したという認定を行ってはいない (para. 59)。
- アルゼンチンがここで提起する真の問題は、米国が関連するすべての関税品目について1994年GATT 2条1項違反の *prima facie* ケースを成立させるのに十分な証拠を提出したかどうかである。パネルは、米国が提出した証拠を「信頼しうる情報」または「十分な数の取引についての証拠」と述べている (para. 61)。
- パネルはまた、アルゼンチンは米国が成立させた *prima facie* ケースに対する反証を提出することができなかったと述べている (Id.)。
- 特別最低関税の適用が特定の関税品目の各々のかつすべての輸入取引について2条違反を生ずるわけではないというアルゼンチンの主張に同意する。しかし、同時に、特別最低関税の構造と形態が関連するすべての関税品目の一定範囲の輸入価格帯についてアルゼンチンの2条1項違反を生じさせるというパネルの意見に同意する (para. 62)。
- パネル報告のパラグラフ 6.65 におけるパネルの認定を覆す法的基礎を見出すことができない (para. 63)。

2. 統計税およびアルゼンチンが主張する IMF への約束

- アルゼンチンは同国と IMF の間の「了解覚書」の規定と1994年GATT 8条の規定の間に調整しがたい抵触が存在することを証明していない。アルゼンチンが1994年GATT 8条の下での同国の義務に優先するような IMF に対する法的義務を負っていることを証明していないことを示唆するパネルの認定に同意する (para. 69)。
- 加盟国を1994年GATT 8条の義務から免除するようなものは、WTO協定またはアルゼンチンが引用するその他の法的文書にはなんら存在しないようにみえる (para. 74)。
- パネル報告のパラグラフ 6.79 および 6.80 におけるパネルの認定を支持する (Id.)。

3. DSU 11条の下での問題の客観的評価

A. 証拠の採用

- DSU 11条はパネルへの証拠の提出について時間的な制限を設けていない。DSU 12条1項は、パネルがDSUの付属書3の検討手続に従うよう命じているが、この検討手続もまた紛争当事国による証拠の提出について明確な時間的制限を設けていない(para. 79)。
- パネルはアルゼンチンに対し米国が提出した追加的な証拠に対応するために2週間をこえる期間を与えることができたが、アルゼンチンは明示的にそのような要求を行わなかったし、また、米国の提出した追加的証拠に対していかなる反証やコメントも提出しなかった(para. 80)。
- したがって、本件パネルがDSU 11条によって命じられているような問題の客観的評価を行わなかったと述べるほどに裁量権を濫用したとは考えない(para. 81)。

B. IMFとの協議

- DSU 13条の下で、パネルは情報を求めるかまたは専門家の助言を求めるかについて裁量権を有する(para. 84)。
- IMFおよびWTO間の協定中には、本件のような場合にパネルがIMFに協議を行うことを義務づける規定は存在しない(para. 85)。
- 本件において、パネルが、IMFに情報を求めず、またはIMFと協議を行わないことを決定する際に、DSU 11条および同13条の下での裁量権限の範囲内で行動したと認定する(para. 86)。

【解説】

1. GATT 2条1項(b)の解釈

本件において上級委員会が唯一パネルの判断を覆したのは、GATT 2条1項(b)の解釈に関してである。すなわち、同規定は、加盟国が自国の譲許表に規定された方式と異なる関税方式を採用することを、適用される関税が結果的に譲許関税をこえるものであるか否かにかかわらず、禁止するものであるか、という点について、パネルはこれを肯定的に解したが、上級委員会はこれを否定的に解した。結論的には、上級委員会の解釈が支持できよう。しかし、上級委員会がそのような結論に至った条約解

積のアプローチは、次のような問題点を提起するように思われる。すなわち、第1に、G A T T 規定の解釈において「過去のG A T T の慣行」はどの程度考慮されるべきであるのか、第2に、そもそも「過去のG A T T の慣行」とは何によって構成されるのか、という点である。

第1点は、パネルが「過去のG A T T の慣行」を重視したのに対し、上級委員会があくまで文言解釈に徹したことに関連する。上級委員会は、もっぱら「条約解釈の一般原則に従い2条の文言の通常の意味の分析をその文脈においておよび1994年G A T T の目的に照らして⁽¹⁾」行うというアプローチを採用するにとどまり、「過去のG A T T の慣行」も考慮に入れて結論を導くという方法はとらなかった。もっとも、関連する慣行が存在しないと考える場合には、文言解釈だけから結論を導くこともやむをえないが、本件において上級委員会がそのように考えたかは必ずしも明らかではない。むしろ、上級委員会は、パネルが明白であると認定した「過去のG A T T の慣行」について、そもそもそれが「過去のG A T T の慣行」を構成するのかという疑問を抱いていたにすぎず、関連する過去の慣行の存在そのものを明確に否定したわけではないように思われる。このようにして上級委員会がもっぱら規定の文言解釈に終始し、関連する過去の慣行をその存否を含めて考慮に入れなかったとすれば、そのようなアプローチがはたして条約解釈の一般原則に従うものであるかは疑問なしとしない。ウィーン条約法条約31条によれば、条約の解釈上、「条約の適用につき後に生じた慣行であって、条約の解釈についての当事国の合意を確立するもの」が、文脈とともに考慮されるべきとされているからである。上級委員会は、少なくともそのような慣行の存否を確認すべきではなかったであろうか。

第2点は、上述のように、上級委員会が、パネルの認定した「過去のG A T T の慣行」を、そのようなものとして認めることに疑念を抱いていたことに関連する。パネルは、「過去のG A T T の慣行」を構成するものとして、締約国団によって採択された3つの作業部会報告書⁽²⁾、1つの採択済みパネル報告書⁽³⁾および1つの未採択パネル報告書⁽⁴⁾を引用したが、上級委員会は、それらの文書が、その実質的な内容を理由としてではなくむしろ文書の性質を理由として、説得性に欠けることを指摘した⁽⁵⁾。確かに、日本の酒税事件上級委員会は、採択されたパネル報告書が「後の慣行」を構成することを明示的に否定したが⁽⁶⁾、上記3つの作業部会報告書は、G A T T の締約国団によって採択されており、W T O 協定16条1項およびW T O 協定に1994年のG

A T Tを編入する附属書1 Aの文言1 項(b) (iv)における締約国団の「決定」に該当するように思われる。本件上級委員会が示唆するようにこれらの作業部会報告書が「過去のG A T Tの慣行」を構成しないとすると、他に何がそれを構成しうるのかが問題となる。そして、これを限定的に解すれば解するほど、1 9 4 7年G A T TとW T Oの間の継続性と一貫性が損なわれるおそれがある。さらに、上記の日本の酒税事件上級委員会は、採択されたパネル報告が「後の慣行」を構成しないとしながらも、それが「G A T Tの成果(GATT acquis)」の重要な部分であり、W T O加盟国に正当な期待を生じさせ、将来の紛争において関連する場合には考慮されるべきであること、また、未採択のパネル報告書も、なんら法的効力をもたないにもかかわらず、有益な指針となりうることを指摘した⁽⁷⁾。したがって、本件パネルが、上述の種類 of 文書を引用し、そこに一貫性を認めて「過去のG A T Tの慣行」の存在を認定しても、必ずしも説得性に欠けることにはならないように思われる。本件上級委員会は、形式的な理由でパネルによる「過去のG A T Tの慣行」の成立を疑うのではなく、これらの文書の実質的な内容の分析によってそこに一貫性が認められないことを確認すべきではなかったか。

2. W T O協定の直接適用可能性

本件で注目すべき点は、アルゼンチンが国内法上W T O協定の直接適用可能性を明確に認めたことである。W T O協定の直接適用可能性については、多くの諸国が消極的であり、このためW T O協定の国内的实施における私人の役割は大幅に制限されてきた⁽⁸⁾。アルゼンチンでは憲法上国際条約が国内法令より常に上位に位置するとされていることから、私人はW T O協定を直接援用して、協定違反の国内法令を無効化することができることになる。

しかし、本件では、アルゼンチンはこのようなW T O協定の直接適用可能性を協定違反の免責の根拠として援用した。本件パネルはこのような主張を斥けたが、この点は全面的に支持できよう。パネルが述べるように、少なくとも国内的な裁判手続によって当該違反行為(違反法令)が無効と確定するまで協定違反が継続するからだけではなく、その他いくつかの理由を挙げることができる。たとえば、米国が指摘するように、アルゼンチンの主張を認めると、事実上、W T Oの紛争解決手続に国際法上のいわゆる「国内的救済完了の原則」を導入することになるが、本来、国家間の紛争処

理手続においてはこのような原則は妥当しないし、G A T T / W T O の実行においても支持されていない⁽⁹⁾。また、少なくとも本件で問題となった関税事項については、各加盟国はG A T T 1 0 条 3 項(b)に基づき司法裁判所等による訴訟手続を維持する義務を負っており、また、譲許税率そのものについても多くの加盟国がその直接適用可能性を法律上または事実上承認している。したがって、関税事項について異議申立手続を有するのは、とりたててアルゼンチンに特有のことではなく、W T O 協定違反の正当化理由にはならないというべきである⁽¹⁰⁾。

3. その後の経緯

上級委員会報告および上級委員会報告によって修正されたパネル報告はともに1998年4月22日にD S B で採択され、アルゼンチンはD S U 2 1 条の下で許容される期間内にD S B の勧告に従う意思を表明した。1998年6月22日のD S B の会合において、アルゼンチンは米国との間に次のような勧告実施のための合意が成立したことを宣言した。すなわち、アルゼンチンは、1999年1月1日までに統計税を（従価？⁽¹¹⁾）0.5パーセントまで引き下げること、および1998年10月19日までに繊維および衣料品の特別関税の上限を従価35パーセント（アルゼンチンの譲許税率）に設定すること、である⁽¹²⁾。

なお、E C は、1997年4月17日、本件とほぼ同じ事実に基づき繊維および衣料品に対するアルゼンチンの特別関税について申立を行い、D S B は1997年10月16日にパネルを設置した。また、本件とも若干関連したアルゼンチンによる履物のセーフガード措置については、E C が1998年4月3日に申立を行い、D S B は1998年7月23日にパネルを設置している。さらに、インドネシアも1998年4月23日に、同様の措置について二国間協議を要請している⁽¹³⁾。

【参考文献】

注に掲載。

【注】

⁽¹⁾ 本件上級委員会報告、para. 42.

⁽²⁾ Working Party Report on Rectifications and Modifications of Schedules, adopted on 24

October 1953, BISD 2S/63; Working Party Report on Transposition of Schedule XXXVII – Turkey, adopted on 20 December 1954, BISD 3S/127; Working Party Report on the Fourth Protocol of Rectifications and Modifications, adopted on 3 March 1955, BISD 3S/130.

⁽³⁾ Panel Report on Newsprint, adopted on 20 November 1984, BISD 31S/114.

⁽⁴⁾ Panel Report on EEC – Import Regime for Bananas, DS/38/R, 11 February 1994, not adopted (Bananas II).

⁽⁵⁾ 本件上級委員会報告、para.43.

⁽⁶⁾ WTO, Report of the Appellate Body, Japan – Taxes on Alcoholic Beverages, WT/DS8/AB/R, WT/DS10/AB/R, WT/DS11/AB/R, adopted on 1 November 1996, at 14.

⁽⁷⁾ *Id.*, at 14-15.

⁽⁸⁾ 拙稿「WTO関連協定の直接適用可能性——EC法からの示唆——」日本国際経済法学会年報第5号15頁以下（1996）参照。

⁽⁹⁾ 本件パネル報告、para. 3.246.

⁽¹⁰⁾ この点もまた米国によって指摘されている。本件パネル報告、para. 3.226.

⁽¹¹⁾ 従価税方式であるとすれば、なおGATT 8条違反の状態は継続することになる。

⁽¹²⁾ WTO, Overview of the State-of-play of WTO, Disputes26 February 1999,

<http://www.wto.org/wto/dispute/bulletin.htm>.

⁽¹³⁾ *Id.*

（平 覚）